

京都市外国籍市民施策懇話会公募委員選任要領

(趣旨)

第1 この要領は、京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱第3条第3項の規定に基づき、公募により選出する委員（以下「公募委員」という。）の選任について必要な事項を定める。

(公募委員の資格)

第2 公募委員の選任は、次の各号の資格を有する者の中から選考により選任する。

- (1) 年齢満18歳以上であること。
- (2) 外国人登録法の規定により外国人登録をしている者で、本市の区域内に引き続き1年以上居住していること。
- (3) 原則として日本語を理解できること。ただし、会議には通訳を同行することができる。

(選考委員会の設置)

第3 公募委員を選考するため、選考委員会を設置する。

(選考委員会の構成)

第4 選考委員会は、外国籍市民施策及び共に生きる社会の構築に関して識見を有する委員4人程度をもって構成する。

(委員の公募)

第5 公募委員に応募しようとする者は、氏名、住所、電話番号、勤務先又は通学先の名称及び住所、生年月日、性別、国籍、在留資格、在日年数、応募の理由等を日本語で記載した書類を提出しなければならない。

(公募委員の選考基準)

第6 選考委員会は、公募委員の選考に当たっては、第5の規定により提出された書類に基づき、応募者の日本語能力、市政への関心、共に生きる社会の構築に対する積極性等を考慮して選考する。

- 2 選考委員会は、前項に定めるもののほか、外国人登録者の国籍・地域別の割合を考慮し、委員を選考する。
- 3 選考委員会は、公募委員が欠けた場合、市長が直ちに委嘱できるよう複数の補欠を順位を定めあらかじめ指名しておくことができる。

附 則

この要領は、平成18年3月17日から施行する。